

叙任及辭令

二月分續

○二月十六日

叙正七位

水谷 鏘

谷 堅

叙從七位(以上二月十日宮内省
六日)

三月分續

○三月七日

土木技師 小島 順

八級俸下賜(三月靜岡縣
七日)

○三月二十六日

道路技師 山高氏三郎

六級俸下賜(三月二日新潟縣
十六日)

○三月二十八日

道路技師兼土木技師 石原權三郎

九級俸下賜(三月二日兵庫縣
十八日)

土木技師 關谷新造

六級俸下賜(三月二日廣島縣
十八日)

道路技師 岩本孝夫

○三月三十一日

九級俸下賜(三月二日大分縣
十八日)

道路技師兼土木技師 三輪良均

九級俸下賜(三月三日富山縣
十一日)

土木技師 杉山鏡介

九級俸下賜(三月三日神奈川縣
十一日)

道路技師 紺野正意

十級俸下賜(三月三日靜岡縣
十一日)

土木技師兼道路技師 豊田知海

十級俸下賜(三月三日三重縣
十一日)

四月分

○四月六日

正七位 上田柳一

道路技師兼土木技師ニ任ス

高等官六等ヲ以テ待遇セラル(四月内閣
六日)

○四月七日

土木技師正七位 峯村國吉

道路技師兼土木技師ニ任ス

高等官六等ヲ以テ待遇セラル(四月内閣
七日)

道路技師兼土木技師 上田 柳 一
廣島縣道路技師兼土木技師ニ補ス(四月内務省)
七日内務省

地方技師 櫻井 哲三
依願免本官
土木技師 山田 元

○四月八日
地方技師 齋藤 英夫

本職ヲ免ス(以上四月十日内閣)
土木技師 崎山福太郎

土地收用法第三十八條第二項ニ依リ
山梨縣收用審査會委命ヲ命ス
道路技師兼土木技師ニ補ス
峯村 國吉

神奈川縣土木技師ニ補ス
土木技師兼道路技師 櫻井 哲三
京都府土木技師兼道路技師ニ補ス(以上四月十日内務省)

栃木縣道路技師兼土木技師ニ補ス
地方技師 峯村 國吉

九級俸下賜(四月十日神奈川縣)
土木技師 崎山福太郎

年俸五百圓下俸
栃木縣勤務ヲ命ス(以上四月内務省)
道路技師兼土木技師 峯村 國吉

七級俸下賜(四月十日京都府)
土木技師兼道路技師 櫻井 哲三

○四月十四日
八級俸下賜(四月八日栃木縣)
地方技師從六位 山田 元

○四月二十三日
土木技師兼道路技師 大角 新藏
同 杉山 鏡介

任内務技師
叙高等官五等

願ニ依リ本職並兼職ヲ免ス(以上四月十三日内閣)
土木技師兼道路技師 大角 新藏

神奈川縣土木技師兼道路技師 崎山福太郎

七級俸下賜(四月十三日京都府)

土木技師ニ任ス
高等官七等ヲ以テ待遇セラル

叙任 辭令

▲ 募 集 ▼

一 道路に關する感想 經驗 技術 又は研究 批判或は隨筆翻譯等の寄稿を募る

但し抄譯翻譯引例等につきては其出所を記入し又匿名掲載を望まると時は之を附記ありたし

二 道路交通に關係ある寫真並に繪畫を募集す

但し繪畫其他重要な参考品にして選付を要するものは其旨附記ありたし(返送料は之を要せず)

三 土木出張所又は管區所或は工區出張所等に於ける移動の報告並に所管内の狀況報道

但し本項は全國に於ける實際の活動振りを知る参考機關なるを以て簡易なりとも迅速に報告ありたし

道廳府縣を通じ活動表中に白欄なきやう相互の注意を希望す

○尙又掲載記事に關する注意若くは批評或は希望等あらば通知せられたし

但し載否の如何に拘らず寄稿は凡て返戻せず

○掲載完了のものに對しては薄謝を贈ることあるべし

大正十二年五月一日

大正十四年 五月十日印刷
大正十四年 五月十五日發行

誌價及送料
本號實價金五拾錢
(一ヶ年分金六圓)

內國送料 外國送料
金貳錢 金十二錢

發行所 道路改良會
東京市麴町區大手町內務省內

編輯者 平山慶次郎

印刷所 常磐印刷所
東京市小石川區諏訪町五十六

印刷者 堀江關武

金寶御 各切申 國の切申 各節あり 店直り てに接し	發賣大賣所	東京銀座 東海堂 東京本郷 誠春堂 東京神田 東京堂 大阪梅田 盛文館 京都四條 共盛社 朝鮮京城 日韓書房
---	-------	---